

第四十六回国会 建設委員會議録 第三十一号

(六八七)

昭和三十一年五月二十二日(金曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 丹羽 喬四郎君

理事加藤 高藏君 理事瀬戸山三男君

理事服部 安司君 理事廣瀬 正雄君

理事福永 一臣君 理事岡本 隆一君

理事山中日露史君

逢澤 寛君

木部 佳昭君 木村 武雄君

佐藤 孝行君 正示啓次郎君

中村 梅吉君 堀川 恭平君

山本 幸雄君 金丸 徳重君

橋崎弥之助君 玉置 一徳君

出席國務大臣

運輸大臣 綾部健太郎君

建設大臣 河野 一郎君

出席府政委員

水産庁長官 庄野五一郎君

運輸事務官 廣瀬 眞一君

(鉄道監督局長)

建設事務官 平井 學君

(大臣官房長)

建設事務官 町田 充君

(計画局長)

建設技官 尾之内 由紀夫君

(道路局長)

建設事務官 前田 光嘉君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

五月二十二日

委員正示啓次郎君、渡辺栄一君、山

崎始男君及び玉置一徳君辞任につ

き、その補欠として佐藤孝行君、木

部佳昭君、橋崎弥之助君及び稻富稜

第一類第十二号

建設委員會議録第三十一号

人君が議長の名で委員に選任され

同日

委員木部佳昭君、佐藤孝行君、橋崎

弥之助君及び稻富稜人君辞任につ

き、その補欠として渡辺栄一君、正

示啓次郎君、山崎始男君及び玉置一

徳君が議長の名で委員に選任され

本日

の會議に付した案件

道路法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七〇号) 住宅地造成事業

に関する法律案(内閣提出第一五八

号)(予) 土地収用法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一四五号)

○丹羽委員長

これより會議を開きま

す。

道路法の一部を改正する法律案及び

住宅地造成事業に関する法律案の兩案

を一括して議題といたします。

道路法の一部を改正する法律案

道路法の一部を改正する法律

道路法(昭和二十七年法律第百八

十号)の一部を次のように改正する。

日次中「一級国道等」を「一般國

道等」に改める。

第三条第二号を次のように改め

る。

二 一般国道

第三条中第三号を削り、第四号を第

三号とし、第五号を第四号とする。

第二章の章名中「一級国道等」を

「一般国道等」に改める。

第五条及び第六条を次のように改

める。

(一) 一般国道の意義及びその路線の

指定)

第五条 第三条第二号の一般国道

(以下「国道」という。)とは、高速

自動車国道とあわせて全国的な幹

線道路網を構成し、かつ、次の各

号の一に該当する道路で、政令で

その路線を指定したものをいう。

一 国土を縦断し、横断し、又は

循環して、都道府県庁所在地(地

北海道の支庁所在地を含む。)

その他政治上、経済上又は文化

上特に重要な都市(以下「重要都

市」という。)を連絡する道路

二 重要都市又は人口十万人以上の

市と高速自動車国道又は前号に

規定する国道とを連絡する道路

三 二以上の市を連絡して高速自

動車国道又は第一号に規定する

国道に連する道路

四 港湾法(昭和二十五年法律第

二百十八号)第四十二条第二項

に規定する特定重要港湾若しくは

同法附則第五項に規定する港

湾、重要な飛行場又は国際観光

上重要な地と高速自動車国道又は

第一号に規定する国道とを連絡

する道路

五 国土の総合的な開発又は利用

上特別の建設又は整備を必要と

する都市と高速自動車国道又は

第一号に規定する国道とを連絡

する道路

第一類第十二号

建設委員會議録第三十一号

2 前項の規定による政令において

は、路線名、起点、終点、重要な

經過地その他路線について必要な

事項を明らかにしなければならない

第六條 削除

第七條 第一項中「第四号」を「第三

号」に、「一級国道、二級国道」を「國

道」に改める。

第八條 第一項中「第五号」を「第四

号」に改める。

第十一條 第一項を削り、同条第二

項中「二級国道を「国道」に改め、同

項を同条第一項とし、同条第三項

を第二項とし、第四項を第三項とす

で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

第二十九条中「その他の状況」の下に「及び当該道路の交通状況」を加え、「安全なものである」ともに、安全かつに改める。

第三十条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

第三十一条第一項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

第三十九条第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、同条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第四十四条第一項中「一級国道」を「国道」に改める。

第四十八条の二第一項中「及び一級国道」を削る。

第四十九条中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、指定区間外の国道」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項中「一級国道」を「国道」に改め、同条第二項中「一級国道の維持、修繕その他の管理」を「国道の維持、修繕その他の管理」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道」を「指定区間外の国道」に、「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第三項

及び第四項中「一級国道」を「国道」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十二条第一項中「前三条」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十三条第一項中「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第五十一条」を「第五十条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改め、「又は第五十一条第一項」を削り、「第五十条第三項（第五十一条第二項において準用する場合を含む）」を「同条第三項」に、「これらの規定」を「当該規定」に改める。

第五十四条第一項及び第五十五条第一項中「第四十九条から第五十一条まで」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十六条中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）若しくは二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第六十一条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第六十四条中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改める。

第七十一条第四項中「第四十七条」を「第四十七条第三項」に改め、同条第五項中「自動車専用道路」を削り、「道路監理員」の下に「第四十七条第二項又は」を加える。

第七十三条第一項中「指定区間内

の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、同条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第七十四条第二号中「一級国道指定区間内の一級国道を除く。」又は「二級国道」を「国道」に改める。

第七十五条第一項中「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第七十九条第一項中「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に改める。

第八十条第一項中「二十人」を「二十五人」に改める。

第八十五条第一項及び第三項並びに第九十条第一項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

第一百六条中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、道路法第二十九条、第三十条第一項、第七十一条第四項及び第五項並びに第八十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の道路法（以下「改正前の法」という。）の規定による一級国道又は二級国道は、この法律による改正後の道路法（以下「改正後の法」という。）の規定による一級国道となる。

3 建設大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一級国道（この法律の施行の

際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行なうべきものを、当該新設又は改築に係る一級国道の部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行なわせることができる。この場合においては、道路法第十七条第三項の規定を準用する。

（建設省設置法の一部改正）

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表道路審議会の項中「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

5 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一級国道及び二級国道」を「一般国道」に改める。

第二条第一項中「第十二条の二第一項又は第十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「一級国道（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「同項に規定する指定区間外の一級国道」に改め、同条第二項中「第九十六条第二項及び」を削り、「これらの規定」を「同条」に改める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

6 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一級国道及び二級国道並びに」を「一般国道及び」に改める。

第七条中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

7 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項中「一級国道、二級国道」を「一般国道」に改め、「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第四条中「第十二条の二第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に、「第十二条の二第一項に規定する」を「第十三条第一項に規定する」に改める。

第五条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第六条第一項中「一級国道（指定区間（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間をいう。以下同じ。）内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一級国道」に改める。

第七条第二項中「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

第七条の二第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

(住宅地造成事業規制区域)

第三条 建設大臣は、第一条の目的を達するため、関係都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)の区域内の土地については、指定都市。以下第二十二条を除き同じ。)の申出に基づき、第一条に規定する地域内で、かつ、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内の土地の区域を住宅地造成事業規制区域として指定することができる。この場合において、都道府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の意見をきかなければならない。

2 建設大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第二章 住宅地造成事業

(住宅地造成事業の施行の認可)

第四条 住宅地造成事業規制区域(以下「規制区域」という。)内において行なわれる住宅地造成事業については、事業主は、建設省令で定めるところにより、その住宅地造成事業に関する工事(住宅地造成事業のうち次条第二項第二号に規定する空地に関する部分については、当該空地に関する工事)に着

手する前に、事業計画及び工事施行者を定め、都道府県知事(指定都市の区域内において行なわれる住宅地造成事業については、指定都市の長。以下第二十条第二項を除き同じ。)の認可を受けなければならない。

(事業計画)

第五条 前条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区)、設計及び資金計画並びに公共施設の管理者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を定めなければならない。

2 事業計画においては、災害を防止し、及び環境の整備を図るため必要な事項が、次の各号に掲げるところに従つて定められていなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合していること。

二 道路、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が充分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案して、災害の防止上及び通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。この場合において、施行地区内の主要な道路は、施行地区外の相当規模の道路に接続させなければならない。

イ 施行地区の規模、形状及び周辺の状況

ロ 施行地区内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 施行地区内に予定される建築物の敷地の規模及び配置

ニ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、施行地区内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて施行地区及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。ただし、放流先の状況等により、やむを得ない場合又は相当と認められる場合においては、施行地区内において一時雨水を貯留する適当な施設を設けることを妨げない。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イ及びロに掲げる事項並びに放流先の状況

四 施行地区内の土地が地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合においては、地盤の改良、擁壁の設置等安全上支障がないように必要な措置が講ぜられていること。

五 施行地区内の土地が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地である場合においては、工事の計

画が、同法第九条の規定に適合していること。

3 この法律に規定するものは、事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令(その建設省令で都道府県の規則に委任した事項に關しては、その規則を含む。)で定める。

(設計者の資格)

第六条 規制区域内において行なわれる住宅地造成事業に関する工事のうち建設省令(前条第三項の建設省令で都道府県の規則に委任した事項に關しては、その規則を含む。)で定めるものの設計図書(工事を実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

(公共施設の管理者の同意等)

第七条 第四条の認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画に關係がある公共施設の管理者及び施行地区となるべき土地の区域内の土地又はその土地にある工作物につき当該住宅地造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得、かつ、当該住宅地造成事業により設置される公共施設を管理することとなる者に協議しなければならない。

(認可の基準等)

第八条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合でなければ、第四条の認可をしてはならない。

一 事業計画の内容が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反しているとき。

二 施行地区内に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十九条第一項の災害危険区域、同法第四十八条第一項の工業地域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域その他政令で定める住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地が含まれているとき。ただし、施行地区及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除く。

三 事業主に当該住宅地造成事業を遂行するため必要な資力及び信用がないとき。

四 工事施行者に当該住宅地造成事業に關する工事を完成するため必要な能力がないとき。

2 都道府県知事は、第四条の認可に、住宅地造成事業の適正な施行を確保し、並びに当該住宅地造成事業を廃止する場合に工事によつてそなわれた公共施設の機能を回復し、及び工事によつて生ずる災害を防止するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該認可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(認可又は不認可の通知)

第九条 都道府県知事は、第四条の認可の申請があつた場合においては、遅滞なく、認可又は不認可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不認可の処分をするときは、その

理由をあわせて通知しなければならない。

(事業計画等の変更)

第十条 事業主は、事業計画又は工事施行者を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、建設省令で定める事業計画の軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の承認)

第十一条 第四条の認可を受けた事業主については、相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認可による事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事完了の検査等)

第十二条 事業主は、第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区(施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。)の全部について工事を完了した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合においては、遅滞なく、その工事が事業計画に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果工事が事業計画に

適合していると認めるときは、建設省令で定める様式の検査済証を事業主に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十三条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該住宅地造成事業に関する工事に伴う仮設建築物を建築するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
- 二 事業主及び第七條(第十条第二項)において準用する場合を含む。の規定による同意をした者以外の者が権原に基づき建築物を建築するとき。

(住宅地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第十四条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第十二条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属する。ただし、他の法律に基づき管理者が別にあるとき、又は事業計画に特に管理者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第十五条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十二条第三項の公告の日の翌日において事業計画で定める施行地区内の土地の所有者に帰属するものとし、これに代わるものとして事業計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日において、それぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び事業計画で特別の定めをしたものを除き、第十二条第三項の公告の日の翌日において、当該公共施設の管理者(その者が、国の機関であるときは、国、地方公共団体の機関であるときは、当該地方公共団体)に帰属するものとする。

(住宅地造成事業の廃止)

第十六条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業を廃止した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事業主等に対する監督)

第十七条 都道府県知事は、規制区域内において施行されている住宅地造成事業で、第四条若しくは第十条第一項の規定に違反して認可を受けず、それらの規定による認可に附した条件に違反し、若しくはそれらの規定による認可を受けた事業計画に従っていないもの又は第十三条の規定に違反する建築工事については、当該事業主若しくは事業主であつた者、当該建築主(建築工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。以下この項において同じ。)若しくは建築主であつた者又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の懲罰期限をつけて、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

可に附した条件に違反し、若しくはそれらの規定による認可を受けた事業計画に従っていないもの又は第十三条の規定に違反する建築工事については、当該事業主若しくは事業主であつた者、当該建築主(建築工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。以下この項において同じ。)若しくは建築主であつた者又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の懲罰期限をつけて、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合には、あらかじめ、当該処分をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第四条、第十条第一項、第十二条第二項又は前条第一項の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入りとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告、勧告等)

第十九条 都道府県知事は、事業主又は工事施行者に対し、住宅地造成事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(国及び地方公共団体の援助等)

第二十条 国及び地方公共団体は、良好な住宅地の造成を促進するため、第四条の認可を受けた事業主に對し、必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、施行地区内の農地又は採草放牧地を第四条の認可を受けた住宅地造成事業の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定による許可を求められた場合においては、当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

第三章 雑則

(手数料)

第二十一条 第四条又は第十条第一項の認可の申請をしようとする者は、十万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手料を都道府県に納めなければならない。

(適用の除外)

第二十二條 この法律の規定は、国又は都道府県(指定都市の区域内においては、指定都市を含む。)の行なう住宅地造成事業、一団地の住宅経営に関する都市計画事業、新住宅市街地開発事業その他政令で定める事業については、適用しない。

第四章 罰則

第二十三條 第十七條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反した事業主

二 第十八條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 第十九條の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした事業主又は工事施行者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三條の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第十一條第二項又は第十六條の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の五の次に次の一号を加える。

二十二の六 住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第七項中「第二十三号から」を「第二十二号の六から」に改める。

(建築基準法の一部改正)

3 建築基準法の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号中「又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)」を「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)又は住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

4 宅地造成等規制法の一部を次のように改正する。

第八條に次の一項を加える。

4 第一項の工事を含む住宅地造成事業に関する法律(昭和三十

九年法律第 号)第二條第二

項に規定する住宅地造成事業について同法第四條又は第十條第一項の認可があつたときは、当該工事について第一項の許可があつたものとみなす。

第十二條に次の一項を加える。

3 第八條第四項に規定する住宅地造成事業について住宅地造成事業に関する法律第十二條第二項の検査があつたときは、当該工事について第一項の検査があつたものとみなす。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

理由

人口の集中の著しい都市及びその周辺の地域において行なわれている住宅地造成事業の現況にかんがみ、その施行について災害の防止及び環境の整備のため必要な規制を行ない、あわせて、その適正な施行を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽委員長 まず、両案について、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。河野建設大臣。

○河野建設大臣 ただいま議題となりました道路法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における我が国経済の発展に伴い、道路における長距離輸送が急激に増大しておりますが、この傾向は、幹線道路において今後ますます顕著になるものと考えられます。

このような状況に対処するため、総合的な計画に基づき、特に全国的な幹線道路を緊急に整備し、輸送路を開通するとともに、先行的道路投資を行ない、産業基盤の強化をはかることが要請されております。

そこで、この際一級国道及び二級国道は、これを一級国道として統合し、その重点的かつ効率的な整備を促進いたしますとともに、管理体制の強化をはかりたいと存じております。

また、最近、道路交通事故が激増しております状況にかんがみまして、交通安全施設に関する規定を整備いたしたいと考えております。

このような観点から、ここに道路法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。以下その要旨について御説明申し上げます。

第一に、従来の一級国道及び二級国道の区別を廃止して、新たに一級国道の制度を設けることといたしました。

第二に、一般国道の指定基準は、従来と同様の指定基準に加えて、このたび特に、国土の総合的な開発または利用上特別の建設または整備を必要とする都市と重要な国道とを連絡する道路を、一般国道として指定できるものといたしました。なおこの法律が施行されるときは一級国道または二級国道でありましたものは、すべて一般国道となることといたしております。

第三に、一般国道の管理及びその費用負担につきましては、現在の一級国道のとおりといたしております。なお現在の二級国道につきましては、経過措置として、当分の間都道府県知事においてもその新設、改築を行なうことができる措置を講じております。

第四に、道路交通の安全と円滑をはかるため、道路の構造基準につきまして、横断歩道橋、ガードレール等の交通安全施設に関する規定を設けることといたしました。

第五に、道路整備の産業基盤の強化等に対する役割の重要性にかんがみ、道路審議会の委員の定数を五名増加することといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

ただいま議題となりました住宅地造成事業に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、近時、都市への人口の集中に伴う住宅難は著しいものがありますが、地価の高騰と宅地の取得難がこの住宅難を解消する上で重大な隘路となつております。他面、より安い宅地を求めて住宅が建設される結果、都市の周辺部において無秩序な市街化が行なわれ、環境の悪い住宅地が形成されております。特に最近の民間宅地造成事業の現況を見ますと、公共施設の整備等が不十分のため、災害の防止上または通行の安全上障害を生じ、あるいは団地周辺に洪水等の被害を惹起せしめております。

このような事情にかんがみ、道路、排水施設等の公共施設の整備された良好な住宅地の造成を確保するため、必要な規制を行なうとともに、あわせて、民間の住宅地造成事業の健全な発展をはかり、民間による良好な住宅地の供給を促進するため、所要の助成策を講ずることが緊要と考え、ここに住

宅地造成事業に関する法律案を提出することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、建設大臣は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の都市計画区域内の土地の区域を、関係都道府県の申し出に基づき、住宅地造成事業規制区域として指定することができるものとしたしております。

第二に、住宅地造成事業規制区域内において、相当規模の住宅地造成事業を施行しようとする者は、事業計画を定めて都道府県知事の認可を受けなければならぬものとしたしております。

第三に、事業計画においては、災害を防止し及び環境の整備をはかるため、必要な道路、排水施設等の公共施設の整備に関する計画が適正に定められていなければならないものとし、工業地域、災害危険区域等、住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地を含めてはならないものとしたしております。

第四に、住宅地造成事業についての助成措置といたしましては、農林大臣または都道府県知事は、農地等をこの事業の用に供するため、農地法上の転用許可を求められたときは、この事業が促進されるよう配慮するものとするほか、国または地方公共団体は、技術上の助言または資金その他の援助につとめるものとしたしております。

なお、設置された公共施設は、原則として地元市町村が管理するものとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で、両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○丹羽委員長 土地収用法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。榑崎弥之助君。

○榑崎委員 前回の委員会、第五案の海面漁業権を収用の対象にするという改正点について質問をしたのですが、十分な回答が得られませんでしたので、きょう重複する点があるかもしれませんが、重ねて若干の質問をいたしたいと思っております。

今回の第五案の改正については、昨年国会を通過いたしました沿岸漁業等振興法の指向しておる方向と逆行するものではないか。沿岸漁業等は、特にその第三条において、漁場の喪失の防止について必要な施策を総合的に講じなければならぬというところがたわれております。はたして政府は、この沿岸漁業が通りますから現在まで、漁場の喪失の防止について、どのような必要な施策を総合的に講じられたか、それをまずお伺いしたいと思います。

○庄野政府委員 昨年、沿岸漁業が通りました。その第三条に、国の施策の基本的方向といたしまして、ただいま御指摘の点は含まれておるわけでございます。この第三条の一号は「水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖、

漁場の効用の低下及び喪失の防止等によって、水産資源の維持増大を図ること」ということで、水産資源の維持増大をはかる目的をもって、水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖、漁場の効用の低下及び喪失の防止等の措置を講ずる、こういうことに相なっております。

この漁場の効用の低下及び喪失の防止、こういうことになりまして、御承知のように、経済の高度な発展に伴いまして、沿岸等に工場地帯ができる、あるいは都市が発展いたします。都市下水が排水される、あるいは工場地帯から工場排水の悪水が出てくる、こういうようなことで、漁場の海水が汚染されて、漁場の価値が低下するということもござい

ます。また埋め立て等によりまして、優良な漁場等が喪失するということもございします。こういったことは、いわゆる汚水等の問題につきましましては、水質二法というふうなものでこれを規制することといたしまして、海水の汚染の基準をつくるというふうなことを目的にいたしまして、調査をいたしております。なお、埋め立て等によりまして漁場の喪失の点につきましては、御承知のように、沿岸漁業等の振興のための構造改善対策を進めておるわけでございますが、これは大体県単位に海区を指定いたしまして、そこで二カ年の調査を行なうて、それに基づきまして、沿岸漁業振興のための構造改善の事業を推進する、こういうことに相なっております。

が、そういう段階におきまして、県なり国なりの新設都市の計画あるいは工場開発の計画、そういうものの調整をいたしまして、沿岸漁業上優良な漁場の保持という点につきましては、そういう計画の段階において調整するということにはいたしておる次第でございます。

○榑崎委員 現行法でも、第五条で、河川の敷地を公共の用に供する場合、内水面の漁業権を収用の対象にしておるわけですが、現行法で、河川だけを対象にして海面のほうを除外しておる。その点については、私はそれ相応の理由があったであらうと思っております。長官はどのようにお考えですか。

○庄野政府委員 内水面の漁業権は、御承知のように、河川、湖沼等におきます漁業権でございます。現在までの経済発展におきまして、特に河川の流水の利用あるいは敷地の利用といった面が、ダム建設あるいは用排水の建設、そういったことで非常に多いわけでございします。また内水面の埋め立て等もございまして、そういう面の経済発展に伴う河川水あるいは河床の利用が多かったわけでございしますが、従来の段階では、まだ海面等についてはそれほど問題になるようなことはなかったと承知いたしております。そういう点から、一番やはり需要の多い公益と私益の調整を要する内水面について、そういう規定が設けられた、こういうふうな承知いたしておるわけでございします。経済の発展がだんだん高度に進んでまいります段階において、海面の埋め立て等によりましてあるいは直接海底を利用するといった公益上の必要が、非常に強く起こってきておるわけでございします。そういう面から、公益と私益の調整あるいは公益と漁業権の調整ということが必要になっ

てくるわけであります。そういう面から、今回土地収用法に海底を含めて漁業権が収用される、こういうふうに改正されるものと承知いたしております。

○榑崎委員 いまのお答えですと、河川のほうは非常に対象が多かったという話でございますが、昭和二十六年にこの河川の条項ができてから今日まで、これが発動された例はどのくらいありましたか。

○庄野政府委員 事前によく協議がなされておる関係もありまして、また時日をかけて協議をされたということもございまして、球磨川のダムについて一件ある、こういうふうに承知いたしております。

○榑崎委員 それは実際に収用委員会にかけられたのでしょうか。そして裁決が行なわれたのでしょうか。

○庄野政府委員 私の承知いたしておりますところは、収用委員会にかけられた、話し合いがついて、和解で片がついた、そういうふうに聞いております。

○榑崎委員 そうすると、土地収用法の適用はなされてないということですか。

○庄野政府委員 事業認定がなされて強制収用というところまでいった、こういうふうな承知しております。

○榑崎委員 前回の答えでは、和解が成立したとおっしゃいましたが、いまのお答えだと、強制収用を裁決したと言います。どちらなのでしょう。

○町田政府委員 事業認定を得まして、土地収用の手続を進めておる途中で和解が成立した、こういうことでございします。ですから収用委員会の裁決

ということではございませんが、収用委員会と和解の手続をやった、こういうことでございます。

○榎崎委員 結局、強権を発動するまでもなく、話し合いで解決したということですね。そこで実際に強制収用といふことの発動はされてないといふことになりまして、この十三年間、一回も河川敷地についての強制収用問題は起こっていないという事は、やはりそれなりの理由があったのではなからうか。あくまでも関係地元の方々の話し合いを通じて、それが円満に解決された、土地収用法を発動するまでもなく解決されたと理解するわけですが、そこでどうも考えて、私はやはり、ここでもうしても海底までも入れなくてはならないという、その必要性について疑問を持つわけですね。そこで問題は、埋め立ての場合、漁業権の消滅等については公有水面埋立法あるいは漁業法がすてにあるわけでありまして、その公有水面埋立法あるいは漁業法と、今度の改正との調整をどのように考えておられようか。実際に事業を進める上において、手続その他から考えて、どのようにその関係を考へておられるのでありましょうか。

○河野国務大臣 前回私からお答え申し上げましたとおり、相なるべくは、こういう法の適用をせずに、話し合いでやるのが一番望ましい、理解と協力を得ることが望ましいことは申すまでもございせん。しかしながら、羽田の付近におけるこれらの問題の取り扱いについて、いかに公共投資が遅延したか、そのためにどういふ手続がとられたか、手続をとる者はどういふ困難をしたか、それも相手の意思

を確かめるために、非常に多数の人がおられて、それらの人を一人一人さがして歩くのも骨が折れるというふうなことのために、結論を得ることに非常

に困難だったというふうなことは、よく御承知のとおりであります。したがって、こういう方法によつてやることは好ましいこととやありませんで、なるべくお互いに話し合いの上でやる

ことが一番理想でございますけれども、さればといつて、この処置をとつておきませんことには、万々一そういうことを繰り返すことによつて、公共投資がいたずらに遅延するということ

もまた、国家的もしくは国民的立場において非常に困ることでございます。したがって、いま漁業権関係のことで適用したことがあるかどうかとい

うようなお尋ねでございますが、私は、一般の場合においても、適用した例は非常に少ないのでございます。少ないのでございまして、その少ないことのために、どれだけ工事が遅延したかという反面の事情を考えてみますと、このままでこの期限におき

でいくことが、私は、国家的立場に立つて行政する者としては必要だろう、こう考えまして、御理解いただき

たいと思います。○榎崎委員 そうしますと、たとえば海面を埋め立てて道路をつくる場合な

んかは、まず公有水面埋立法によつてその手続を進める、そしてどうしても関係当事者間の了解が得られない場合

に、初めてこの五条を適用する、そういう手続を考えておられるわけでしょう

か。○河野国務大臣 当然、その点については申すまでもございせん。○榎崎委員 前会と質問が重複してお

りますので、結論を急ぎたいと思ひますが、もちろん、漁業法によりまして、漁業権は物権とみなして、土地に

関する規定を準用するようになつております。それはよくわかりますが、し

かし、この土地収用法そのものは、収用対象は原則として土地に限つてお

るわけですね。しかし現行法では、すでに河川の敷地がその対象になつて、も

う外堀を埋められたようになつて、もなつておるわけですが、さらにその土地の解釈を広めて、海面、漁業権まで

も入れられるということについては、私も沿岸漁業者の立場からいって、これは沿岸漁業の精神からいって、本

法の改正案を提案いたしておるのでございまして、その点につきましては、ひ

とつ両面の角度から御検討賜りまして、先ほど水産庁長官も申しますように、漁業法とか沿岸漁業等振興法とか

いう立場も、われわれも十分存じておりますので、そういう角度はそういう

角度で十分勘案しつつ、一方において緊急軽重の度合いをはかりながら進ん

ての性格も持つておられるわけです。その申請人である建設大臣が、緊急を要する場合の裁決について、二カ月以内に結論が出ない場合には代行裁決をするというところは、どうしても私は法的に納得がいけないわけです。この点は、代行裁決が実際に発動されることになる、非常に複雑な問題が起るということも、せんだつての参考人の意見の中に出ておる点でございます。したがって、この代行裁決の点は、これは私はどうしてもこの際再考いただいて、削除すべきではなからうか、このように思うわけです。どうしても性格上、常識的に考えても、裁決を申請する人が、いざとなつたら自分で裁決するというのは納得がいけない点ですが、大臣の考えをお聞きしたいと思ひます。

○河野国務大臣 先般も述べましたとおり、私はむしろ、何と申しますか、法を実施する意味におきまして、提案者が裁決の方法がなくても、事業認定とおりにやるのだからいいじゃないか、それで済めばその他の場合は起つてこないということであれば、またその他の場合を想定しなければ、お話のとおり、条文は要らぬ、こう思うのです。しかし、その他の場合があつた場合に、この規定が要るのじゃないかというふうに思ふのでございまして、お話のとおり、実施いたしてみまして、もうなかつたらば、二十日以内に裁決を決定しなければ、提案者の提案とおりにやればいんだということでありまふならば、それはもう要らぬということになりまふしうけれども、提案者の提案とその間に多少考慮する点が生じてくればとかなんとかいふ

ような場合をむしろ考えるから、こういう逆の場合を想定して、こういふものが必要があるのじゃないかと思ひのでございまして。これはもうよく、あなたの御趣旨も十分ひとつ考慮いたしまして、運用の経過にかんがみまして、もし実際それが要らぬということであれば、将来、取ることにして十分考へていきたいと思ひます。

○榑崎委員 これで最後にしたいのですが、いま大臣のお答えは、たいへんその辺のところを配慮されたお答えとお聞きをしますけれども、しかし何と得ないのです。ただいまのお話のようなことであれば、もう一ぺん裁決申請を新しい角度からし直すことをもつて足りるのでありまして、若干、一カ月ないし二カ月延びるだけの話でございますから、この点はどうしても削除すべきであるという意見を述べて、質問を終わらしていただきます。

○丹羽委員長 金丸重君。

○金丸重君 私は本法案を提案なさるまでの大臣の御心境、御苦衷などにつきまして、いままでの質疑応答の中でたびたびお述べになりましたので、よくお察しできるような気がいたします。それはまあオリンピックといふような重大な事業を前に控へ、またもう一つには、高度成長政策などの影響を受けまして、非常に各方面にわたつて事業がスピードに、また大きなスケールで進められなければならぬ段階に立ち至つておられますので、それをお引き受けになつておられる大臣としましては、特に用地の入手難などに直面いたしまして、ずいぶん御苦労を重ねてこられたと思ひます。した

がつて、何とかしてもう少し楽にやれば、円滑にこれらの問題を片づけて責任を果たせる道もがたと御苦心の上、こういふような提案をなさつたこととは思ひのであります。ただし、大臣もたびたびお述べになりますように、収用にかけるというよりなことは決して好ましいことではない、本質的に好ましいことではないといふことに立脚し、かつまた特に特別措置法につきましては、成立の際において、本委員会では特に附帯決議をつけておられるのであります。公共事業の指定などにあたつては、最小限度に縮小する方向をとるよう、という要望が強く出されておるのでありますが、今回の提案におきましては、この委員会の附帯決議に基づく要望などは無視されて、むしろこれを拡張するというような方向に向かつておられる。これはよくよくのことだと思ひのでありますが、大臣の心境をして、かくのごとくよくよくの方向をとらした動機、要因といふものは、いま日本経済が直面しておるところの、非常にスピードでもつてこれに対処しなければならぬ各種の公共投資というやうなことに対処するため、無理をあえて承知でやらなければならぬことであると思ひます。その他に何か別な要因、あるいは動機というものがあつたんであるとお感じでしょうか、その点をお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 だんだん申し上げました点で、重複する点があるかもしれませんが、率直に申し上げます。実は、これまでの法律によりまして、たいていのことばうまくやれるんじゃないか、ところがさういふものを適用した例は少ないのではないかと、少しにもかかわらず、またさういふことをやるのはどういふことか、これは一般の方から御指摘いただく点でございます。ところがひるがへつて考えてみますと、世上一般にごね得といふことはそのまま、各地に見られるわけでありまして。これは一体どういふわけなんだろうかと申し上げますと、従来の法の適用いたしまして、非常に長い期間この収用法の適用期間がかかる。万やむを得ず収用法を適用するようになれば、それによつてまづ相当の期間たなへ上がつてしまふ。だからこゝでたなへ上がつておるを思へば、もう少しがまんをしてがまんをして交渉したほうが結果が早いじゃないかといふことのために、交渉の期間がいたずらに長引いておられます。その踏み切りがなかつたか。これはなるべく慎重にやらなければいかぬこととございましてけれども、私は現行法の一つの盲点だと思ひのであります。したがつて、実際に事に当たつておるものとしましては、工事の急ぐ、急ぐけれども、収用法の適用をそれではひとつ受けようか、どうしても受けるということになれば、そこでもまた半年なり一年なりかかつてしまふといふことになり、その間に話がつかぬやうなことになることになりまふ点が、実は一番困つておつた点であります。したがつて、今回の改正によつて、二カ月間という期限を切るとすれば、ある程度の――交渉をする相手方も、いつまでもがまんはつておつても、話をつけるならつてよ。決して値切つて買ふの、たいてい買ふのといふのじやございせんので、周囲の方と同じ条件でお引き取りいた

きたいというのが、御承知のとおりすべてでございます。ところが、周囲の人と同じでお引き取りいただかぬために、もつれが起る。またそれに今日のことでございますから、悪いことに、長くかかつておられますれば、その間に値段が上がつてまいります。そこで最初に御同意、御了解を得た人と、最後にござつてござつて抜いて、収用法をかけて、いよいよ収用法になりますと、時価といふことになりまふから、そのときの時価は最初の時価よりも現に上がつておるといふやうなことになるので、その時間的なずれが非常に悪い影響を及ぼしておられます。これが、二カ月間という期限を切つてどうしてもやるやうにお願いしなければいかぬ――収用委員会がいたずらに開催がおくれている、そのために地価が上がるというやうなことがいかに一般に悪い影響を与えるか。したがつて、今日では大方の関係者の諸君が、個々の折衝は一切やめようじゃないか、全部団体交渉にしようじゃないかといふやうなことになるから、取りつく島もないわけでありまして。さういふやうな場合も起つてきますので、だんだんやつておられますうちに、最初に比較的円滑にいきましたものも、なかなかいきにくくなつておるといふものも実はあるわけでありまして。具体的に申し上げていいた悪いかわかりませんが、その一例に第三京浜というものがあつた。これはもう当然に開通していなければならぬ。いまの京浜の混雑はごらんのとおり、しかも事業にかかりましてから相当に年月がたつておられます。まだ一部用地の解決がつかないでおるものもあるといふ

よりなこととございます。したがって、私といたしましては、普通の常識で考えればそこまでというように、とお考えいただくとうと思ひますけれども、実務に当たるといふことは、予算のほうは用意した、計画はできたといふに進まないといふような事例が各地に見られるといふこと、それから想像いたしまして、今後これだけの公共投資をしていこうということになりますと、なかなか普通のことではいきにくいのではないかと、おもう。むしろ広範になつておるのじやないかという御指摘も、いま申し上げましたように、こういうことになつて、一般の御理解も得、そして短期間に御決意をいただいた、こちらからは御無理を申し上げるわけではありせん。周囲の状況も十分調査勘案して、決して安く買おうといふような見を持つておるものではないのでありますから、よく御理解、御協力もいただけたらという慣行が生まれてくることを期待するといふことでございまして、ごねておれば、長くなりさすれば、だんだん地価が上がるじやないか、得するじやないか、初めにきめた人は損じやないかというように、ただけはやめたいという点に、私は重点を置いております。

○金丸(徳)委員 非常に急がなければならぬ、また円滑に進めなければならぬ、ずるいやつが利益をするといふような悪い例は、何とかしてこれを食い止めなければならぬというお考えに出しておられますことにつきまして、は、よくわかるのであります、た

だ、この特別措置法を提案された三年前の状況は、まさにオリンピックをかえ、それから高度成長政策の非常な盛り上がりというふうなものを前にしまして、そういう尋常ならざる状況が現出されておつたのであります。それに対してすべき特別措置法であつたと思ふのであります。現段階におきまして、もうすでにオリンピック所要の事業といふものは、この九月末なりをもつて終わるのであります。し、また高度成長政策の進捗というものの最近はいろいろな方面から批判を受けているようでありまして、従来とはまた変わつた方向とスピードを示してゐるのではないかと、こう思われるのであります。したがって、この両三年来御苦労なされた経験をもつて、同じように今後も状況が進むといふことは、私は必ずしも想像できないのではないかと、思ふのであります。むしろこの機会に、いは、腰を落すつて、多少スピードは落しても、無理を避けて、根本の問題から片づけて取りかかるべきときが来ます。もしそういうことが考えられるといふような感じが、この改正案は、いささかどうもけんか過ぎるの棒ちぎりと、いったいような感がないわけでもございせん。もつとも、今後さらにこの財政の許す限りは、大いにスピードを進行の進め、公共投資、公共事業を進めるのだというお考えについては、わかるのであります。その進める場合におきまして、非常な無理をして、常識的には考えられないような無理をしてまで進められる必要があるかどうか。またそういう方向が、ほんと

うの国土開発、建設というふうなものの理想に立脚して考えますと、はたしていいかどうか、こんな心配もあるわけでありまして。ただ単にオリンピックというふうな、あるいは高度成長政策に、対応するといふような事態だけではない、もつと根本的に、大臣のお考えの中にはあるのではないかと、こう思ふのであります。もう一度その点を伺いたい。

○河野国務大臣 御指摘になりました。オリンピック関係事業、これはわが国全体の公共投資から見れば、ごく限られた範囲に、限られた先行投資をしておるということでありまして、たとえ東京の一部にやつたと同様、大阪についても、御承知のとおり、大阪の人が飛行場まで行く間のところだけ考えまして、やらなければならぬ。また、大阪の市内において一例をあげれば、井池のこの道路をどうするかという問題、これらはいずれも大阪市民全体が非常に強く熱望し、一日も早くと願つておるものでございまして。そういうことは全国の各都市に、いづれもあることと、ございまして。皆様からも御要望のあります。パイパスをつけたら、一刻も早くやれといふようなことで、御承知のとおり、道路にいたしまして、従来の二兆一千億の予算が、オリンピックが済んだあとで、これが四兆幾らの予算に倍増しておるというふうなことで、このこと一つをもつて見まして、問題はオリンピック関係時代よりも倍の事業量になつてくる。それだけのものをやるべきことは、予算の上で御審議の過程において御了解を得ましたとおり、わが国全体から見れば、全体の立

場に立つて、そういう緊急な投資をしていかなければならぬという問題があるわけでありまして。これらは、いづれもその中の五割ないし六割は用地関係のものであります。これがよくおくれればおくれるほど、用地が高騰して事業はしにくくなる。私は、これらの先行投資は一日も早く進めるべきだ、しかしその他の公共投資もしなければならぬ、いまお話しのとおり、経済政策において多少の前進、後退と申しますか、停止といふようなものはありまして、それは別に、国家の道路政策、公共投資とかいふものは、遅滞なく、可能な範囲で先行投資を続けることこそ適當なことである、決してこれは休むべきことではなくて、あくまで強硬に進めていくことが国全体の発展のためにとるべき策であるといふふうに考へて、事業を進めたい、こう思つておるのであります。

○金丸(徳)委員 二十六年に土地収用の基本法が成立し、三年前にそれでは足りずして特別措置法をつくらざるを得なくなつて、今回さらにまた両法に対してこれを補足して、改正案を出されておられますが、いづれも土地入手を緩和する、もう一つはごね得などという悪い風潮は、一掃しなければならぬという考へに立つておられると思ふのであります。過去十何年かの経験によつて、この収用法あるいは特別措置法の効果によつて、土地入手難がほんとうに緩和されたかどうか、あるいはごね得というふうな悪い風潮がなくなる傾向があつたか、私は、もしかすると、こういう法案によつて、かえつてずるつこいやつがますますするようになることになりはしないか、ごね得をやるものが一そうごね得をやつてしまつて、正直者は救われぬ、こういう法律によつてはかえつて救われぬ、おどかされてしまつて、萎縮してしまつて、ということになりはしないか。それは大臣がお考えになつておられることは反対の現象、効果をたらすような気がするのであります。十何年間の経験に基づいて、そういうことは、ないものでありまじやうか。ことに今回の改正などにつきまして、またしてもずるつこいやつは別の手を使つて、ずるく回す、ごね得をさらに高めるといふことになつても困ると思ふのであります。どんなものでありまじやうか。

○河野国務大臣 たいま申し上げましたとおり、私は、もし全然こういう措置がなかつたならば、もう事業が途中で停止しなければならぬ場合が相当に起こつただらうと思ひます。そういうものが、曲がりなりにも一応事業が完遂できたといふことは、各所にその例を見ますが、収用法によつて強制的に開通できたという事例も実はあるわけと、ございまして、これがなかつたら、反面にお話しになります。ますやうなことが全然ないといふことは、言いかねますけれども、なかつた場合には、いま申し上げる通りに、全然道路があかない、規制できたけれども、最後の画面点検を欠いておる。現に、いまでも京都においでになるとおわりのとおり、東山線というのがあります。これは京都の町の出口で数軒のものがある。収用法にかけております。そのためにトンネルもでき、道もできた、最後の京都の町に入るところで、あきませんから、いま申し上げる通りに、効を果はあげていな

い。これはようやく収用法で手続を踏んで、解決がつく。こういうような事例は各地にあると私は思うのでありまして、やはり私はこの法律があればこそと思っております。しかしながら、いま申し上げる様に、それが、収用法にかけても、先ほど申し上げる様に、期間的に相当長い期間がかかって結論が生まれるということでございますから、一切の工事ができておるが、それだけあかない、そのあかないものはつとにその措置に出ておる。いまあなた方が御利用いただいておる名神につきましても、名神道路について非常に困難な事例があつて、それを収用法にかけ、それがまたおくれたために非常に工事に難渋したというような事例が各地にあるわけでございますが、これがなかった場合を想像いたしますと、私は、こういうものは進行しないというような場合が各地に見られたらどう思うのであります。そこで今回この措置に出ることによつて云々ということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、従来の一番欠点とするところは、期限が非常に長かつた。委員の諸君にしても兼務しておられる、仕事が多いために、委員会を招集しても定数に満たなかつたり、集まりが悪いというようなことのために、委員会が開けない、進まないというようなことのために、だんだん延引して、結論が得られないというような場合が多かつたのでございますが、またそういうことを想定して、先ほど申し上げたように、お願ひしてもなかなかうまく結論が出ぬから、できるだけと話し合ひでいい。

うことで、話し合ひにいたらずに時間を経過してしまふ。そして最後に入るときには、話し合ひで十分の時間をとり、それをまた委員会に持ち込んでまた時間がかかるというようなことのために、他は一切でき上がつて、最後にそこだけはどうにもならないというような例があるわけでございます。それを今度は、一応委員会にかけた場合もこの期間で済むんだから、一応の話し合ひのほうも十分ひとつ御理解を願つて、そして三カ月とか六カ月とかいうような期間でひとつ話し合ひは一応打ち切るつもりで、これだけの手続はとりなさい、これだけのことはおやりなさいというのを、実は私はいま各地建のそれぞれの係を東京に集めまして、この法律を適用するためにはこれだけのことはやらなければいけませんよ、ということを含めて、そしてそれを指示し、そして十分それらの措置をその機関内に終わらなさい、そして相手方の御意向を十分勘案した上で発動する措置をとりたいということで、せっかく準備をしておるのでございまして、十分慎重に扱つて、それでしかもスピーディーに結論を得るというようにしたいと考えております。

○金丸(徳)委員 できるだけ話し合ひで進めなければならぬが、場合による話し合ひだけで進まない、ずいぶん苦勞をされたこともある、私もそれは承知しております。もちろん大きな事業をやろうとしますれば、いろいろな障害が予想されるわけでありまして、それらの障害をあえて克服していくところに大企業としての効果といひます。か、張りもあるように思ひます。大臣の力をもつてしましても、法律によらなければならぬとなつたということ、は、よくよく思ひますのでありますが、ただ、私はいま大臣のお話の中にも出てまいりましたが、たとえば委員会を招集しても集まらなかつたということのために、いたずらに時間を空費してしまふというやうなお話もございまして、そういう面において、収用法なりまた特別措置法の運用に何か一本筋が欠けている、あるいは関係者の努力の足りないものがあるのではないかと思われるのであります。委員の選任が誤つておるのか、それとも委員会招集の手続に何かあるのか、それともまた、その委員をもつてしましても、問題解決にはちやうど遠慮せざるを得ないやうな状況でもあるのか。いずれにいたしましても、委員会さえも招集できなかった、あるいは招集しても集まらなかつたというところにあるならば、これは私はどんな法律をつくつてもむだじゃないかというやうな気がいたしますのであります。関係の当局、関係者にとつては苦勞の上に苦勞をかけるわけでありまして、そういう点においてはベストを尽くして、万人が納得いくやうな手続も踏んで、そしてなおかつそれで足りないというところでないかと、三年前にこういう附帯決議をして縮小の方向をとるのだといつておるのかかわらず、逆に拡張しなければならぬ、代行裁決というやうなたいへん無理なこともしなければならぬやうなことになるというところについて、私は世間を納得させるわけにはいかぬじゃないかと思ひます。そういうことについて、委員の選任なり招集手続なり、ま

た委員をして判断をスピーディーならしめるやうな関係者の用意というものはどういふやうに進められておるのか。たとえば地価抑制についての何かの法案がありまして、看板だけはあけておつても、具体的に委員が判断に自信を持つやうな材料を与えてやりますと、つい逃げてしまふというやうなことにならないとも限らない。その辺に問題があるのではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○町田政府委員 従来の収用委員会は、大臣からお話のございましたとおり、全部非常勤でございます。それぞれ専門の職業をお持ちでございます。したがつて、なかなか一定の期日にお集まり願ふということもむづかしい。なかなか折りがつかない。それからまた、この事務を扱います事務局が都道府県知事の部局でございます。土木部の監理課あたりで一係が処理をしておるというやうなことで、収用委員会の事務自体がなかなか円滑にスピーディーに運ばないというのが実情でございます。そういうことでございまして、事業を施行する者の側としても、収用委員会に持ち込んでなかなか審理は円滑にやつてくれないというやうなためらいがございまして、法律所定の手続がなかなか進められない、こういう実情でございます。したがつて、今回の改正では、その収用委員会につきまして、必要があれば専任の事務補助部局をちゃんと設ける。それから収用委員会の委員も、全部非常勤ではなしに、一部は常勤にすることができ。それから従来は審理をやりますについて、委員の半数以上が出席しなければできないということになつてお

りましたのを改めまして、一人の委員を指名して、その指名された委員に調査、審理を予備的に先行的にやらせる、こういうやうな収用委員会の機構、運用、そういうものに改善措置を加えておるわけでございます。

○金丸(徳)委員 もうこの法律がออกมาしてから十年たつのですが、その間そういう事実があつたにもかかわらず、これについての対策は講ぜられなかつたのでありましかうか。現実の面ではどうでありますか。問題は、委員を幾らふやしたところで、委員会を幾らぬし、あるいは委員に対する判断の資料を提供するとか、いろいろ関係者が苦勞の上にも苦勞を重ねておきまさんと、こういうものはうまくいかぬのじゃないか。同時に委員会がうまくいけば、この法案を改正して代行裁決というやうなことでいいかなくていいやうにも思ひますが、これは、実際にお取り扱ひになつた局長としては、どういふ感じを持っておられるのか。

○河野国務大臣 それが先ほど申し上げましたように、そういう実情を事務局当局はつぶさに経験もし承知いたしておりますので、それに持ち込んで時間も非常に長かつてしまふ。だから、自分たちの努力によつて、あくまでも話し合ひによつて可能な限りはその委員会に持ち込まないでやろう。でありますから、この収用法の適用を受けました件数は、御承知のように非常に少なくなつております。いよいよどうにもならぬものだけはしかたがないからやりますけれども、そうでないものは、法律がありましたけれども、その運用がうまくいかぬというやうなことから、

持ち込んだ件数は非常に少ないということ御承知いただけると思います。だんだんそういうふうになってまいりましたが、私といたしましては、建設大臣として責任はどうにとりかねるというふうな考えを、少々強度のものがあるかもしれませんが、強力に事業を遂行する上におきましては、この程度の規定を御供与いただきませんと所期の目的を達成しにくいというので、私は踏み切ってお願ひしたわけでありました。

○金丸(徳)委員 話し合いをもつてそのことを理想としますれば、私は委員会の運用こそむしろ最重点が置かれるべきだと思ひますし、それに向かつて努力を集中していかれるということをお願いして、この点につきましては、これ以上私も押し問答いたすことは避けます。

次に、私は大臣に御心境を承つておきたいのでありますが、わが国の経済も歩を進めてまいり、平和経済といひますか、進んでまいりまして、これから考えなければならぬことは、大臣がいつも言つておられるのであります。が、国土の普遍的開発ということでは、国土の普通の開発というところでは世界でもびつくりするほどの速度をもつて発展していく、捨てられておるところはそのまま、山の中は捨てられておるといふようなことは、国の経済なり文化の普通の発展の上からは、これは嘆かわしい事実であります。そういう意味におきましては、私は、普通の発展のために、国の政策というものは最重点を置かれるのでなければならぬと思ひますが、今回の改

正案などの裏にあるものは、現にある困難を避けんがために——現にある困難というのはいまの都市集中開発方策によつてあらわれているところのものが一番端的なものだろふと思ひますが、それを緩和するということでは、国土の普遍的開発の方向をとりとするならばむしろ逆になるのじやないかというふうな気がいたします。都市開発に困難を生ずるならば、そういうところはむしろほうっておいて、それに対する力をむしろ別な方向に、今後開発の効果がよりあがる面に向けるべきではないか、というふうな気がするのであります。当面必要だからと言つてしまふそれは別でありますけれども、当面の必要をあらえて克服してといひますか、そういうものを次の段階に回してでも、普遍的開発のためにどうしたらいいかということの方

る。東京にしても、東京から出ます道路について、従来の東海道にしても、東海道のなるべく離れたところに道路を考へる。高崎線にしても同様でございまして、なるべく未開発のところへ新しい道路を新設してまいらうということでありまして、率直に申し上げれば、従来の道路政策は既存の道路を拡幅する、改良する、そして舗装するということに相当のウエイトが置かれておりましたことは御承知のとおりです。万やむを得なければバイパスをつつて、それに沿つて交通が助成されておる。これが従来の道路政策であつたと思ふのであります。私は、従来の道路は相なるべくはそのまゝの形態で——事情が許さないものはやむを得ませんけれども、そのまゝの形態でこれを舗装する。改良、拡幅は第二義的に考へる、よりもむしろ、新しいところへ新しい道路をつつて、現代の社会が要求する道路を新設してまいらう。古い時代に要求した道路よりも、新しい時代の要求によつて新しい道路が生れてくる、それによつて新しい地方が開発されるということにいくべきだと思ひます。これまでも御説明申し上げましたし、現に計画いたしておりますことは、御了解いたされたと思ひます。ごいいます。全く新しいところへやりますのに、たとへて申しますれば、東京から学園都市を茨城県なりを考へておる。初めのときは非常に歓迎歓迎とおつしやいましたけれども、だんだん計画が進むにつれて、なかなか御了解願えないということが起こつてくるわけでありまして、決して都市であるから、取用法がこういふ強権によらなければいかぬというふうなことではない

のでございまして、むしろいなかのほうでそういう場合がなかなか多く起こつておることがありますので、この点は御了解いただきたいと思ひのであります。

○金丸(徳)委員 私のちよいだいしました時間が終わりますので、最後に一点だけお伺ひいたしますが、私はこういう法律は、えてしてずうつこい者が得をしてしまつて、弱い者、正直者が損をするというふうな結果を招来しやすい。いままでわが国においてもそういう例があつた。よその国の運用例からいひまして、そういうことは否定できないことのように思ふ。こういう法律の性質上、何と申しますか、体質的に持つておる心配の種だと思ひます。正直者のお百姓さんたちが非常に損をするといひますか、大だんびらに

によつて、その方面にいたつた重圧といひますか、損を与えるようなことのために、農村に政治に対する不信感をもたらしうなことがあつてはならないと思ひのであります。関係者がこの法律によつて榮をすればするだけ、もしかするとその対象になる土地所有者、ことに農民としては迷惑をする心配があるわけでありまして、大臣のこれについてのお考えを承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 ただいま御指摘になりました点につきましては、よほど私も慎重に考へなければいかぬ点だと思ひます。つきましては、まず第一に、当該地域の地価と申しますか、売買価格といふものについて公正な評価を必要とする。これには、御承知のとおり現にやつております基準がありまして、これらの地域の調査もしくは当該地区における銀行その他において十分適正な地価を調査いたしまして、初めから安く買入といふような考へは従来も持つておりませんけれども、こちらの予定価格に適正を期するということについて、最も慎重な態度をとることに指導いたしたい。

次に、先ほども申し上げましたように、その地方一帯を適正な価格で買うのであつて、個々におとなしな人から安く先に買ひ上げてしまつて、がんこな者はあとに回すといふようなことのないように、取るべき手段、それまでの踏むべき手続等について詳細に検討して、指示をいたしたい、そしてその手続一切を終わつてなお事情を聴取した上でやむを得ざるものを、この法律の適用によつて処置してまいらうということにしてまいりたいと思ひのであり

まして、御指摘の点につきましては、慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

○丹羽委員長 岡本隆一君

○岡本委員 土地収用法というものは、まず公共の福祉の名において私権を否定することになるものであります。したがってそこには二つのことがきめられていたと思います。公共の福祉のために必要である場合には私権を否定できるということ、もう一つはそのためにはやはり特別の手續を講じておかなければならない、この二点がきめられておると思います。ところが今度の場合につきましては、その手續を簡素化している。だから私権をより一そう小さくしていくということになつておるわけでございますが、この問題につきましては、代行裁決の問題があるとか、そういう点についてはいふん論議を行なわれましたので、私は、もう一つの問題といたしましては、この特別措置法の改正にあたりまして、特別措置法の適用される特定公共事業の認定にあたって、現在それぞれが事業が列記されております。ところが今度はその列記されたものの以外のもをも政令によつて指定できるということになつてまいるのであります。が、これはときとしてこれがほしいままに行なわれますと、任意に何でもございども政府のほうで指定していき、しかも話がつかないときには代行裁決、こういうふうなことになるまいと、この公共用地の取得に関する特別措置法というものが非常に乱用される心配があるというふうな点が問題になつておるのであります。だからこの政令に委任される——なぜ列挙

しないで政令に委任されるのかということ、さらにまた今度は、それじや政令に委任される場合にはどういふふうなものを政令でもつてきめていくかという、一定の基準がなければならぬ。無原則に何でも次から次へと範圍を広げていくということでは、これは少し問題を複雑にするのじやないかと思ひますので、その点について、どういふふうなものをこれから後政令で規定していくとされるのか、その政令の基準がございまして、お示しを願ひたい。

○町田政府委員 法律自体でも、実は「前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に公共の利害に重大な關係があり、かつ、その整備の緊急性があるもので」ということで限定を加えておるわけでございますが、ここに掲げてございまして公共の利害に重大な關係があり、あるいはその整備の緊急性があるものというこの大かたの目安といたしまして、私どもは第一に、交通とか通信とか治山治水、都市、水道等、公共の利害に直接接する範圍に關係のあるようなもの、それからさらにやや具体的に申し上げますと、重要な地域、これは人口五十万以上、現在列挙されております事業の押え方としても、人口五十万以上の地域において行なわれるいろいろな事業と、いふふうな考え方をとつておりますので、そういういたる程度の規模以上の都市で行なわれる交通、通信、治山治水、都市水道といったような、公共の利害に直接にかかるといふ、公共の利害に影響があるような事業、こういうものを考えておるわけでございます。

それから、その整備の緊急性があるものというこの判断の基準でございしますが、先ほど申し上げましたような事業が早急に施行されなければ範圍の公共の利害に重大な影響を及ぼすようなおそれのあるようなもの、そういう観点で事業の範圍を選択をいたしたいと考えておりますが、ただいまのところ各事業主体から御要望がございまして、たとえば重要港湾であるとか、あるいは人口五十万以上の市街地において行なわれる市街地改造事業であるとか、あるいは同程度の規模の市街地で行なわれる、あるいはその周辺で行なわれる住宅市街地開発事業というふうなものが、指定公共事業として指定を受けたいというふうな申し出があるわけでございますが、よくよく勘案いたしました、最終的にきめた、こう考えております。

○岡本委員 市街地改造やあるいは市街地の開発事業というものを新たに加えたければ、それはこの改正にあたり、そういうふうな列記事項をふやして改正されればよいのでありまして、野放しに思ひついたら次から次に何でも加えていける、法律改正をやらずとも加えていけるというふうなことになるまいと、だんだん拡大解釈されていく心配がある。特別措置法につきましては、これは代行裁決というものがついて回つておる。土地収用法だけでなしに、これは代行裁決がついて回つておるから、これは非常に強い収用法の強化になつております。それだけに、やはり特にこの代行裁決を伴うものについては、慎重を期さなければならぬのに、政令で自由に變更していけるというふうなことに

なつておるということは、これはいかさま、私どもは承服できない。なるほどそれは、私どもも決して土地の収用ということに反対するものではございません。また土地収用法の強化が必要であるということも、私どもは考えております。土地は公共のものであり、それを有効に利用するために、国民がそれをゆだねられておる、それが土地の私有権である、こういうふうな理解に私どもは立つておりますから、固まりあるいは公共の福祉のためにどうしても必要な場合には、それは収用していくのはいいと思うのです。しかしながら、そうでないものをも、どんどん収用の範圍に入れていくということになつてくると、これは問題があると思ふのです。たとえば、この特定公共事業の中には、軍用施設というものは入つておらない。だから、自衛隊の敷地ですね、これはやはり特定公共事業として現在指定できないことになつておる。ところが、あなたのほうの今の改正によりまして、政令でかつてにばつとそれをふやしていく、これもやっぱり国防上必要だ、こういうふうなことになるまいと、そう、ここに問題が発生してくると思ふのでございまして、一体、将来軍施設というふうなものについては、これは特定公共事業の対象にされるのかされないのか、そういうことを、この際明らかにしていただきたいと思います。

○河野国務大臣 この機会に、運用につきまして、ないしはまた、こういうふうな法案を提出いたしました私の立場を明瞭にいたしておきたいと思ひます。

御指摘のとおり、この法律案をいよいよ実施することになりまして、みだりにこれの範圍を広げて施行するといふことがいかに社会全体に影響があるかといふことは、私も十分承知いたしております。したがって、提案の当初におきましては、私は明瞭にこれを列記するといふつもりでございました。ところが、これを明瞭に列記するといふことになりましたと、各方面には非常に御要望が多い。これをどの程度でまとめるといふことになると、なかなかまとまりがつかなくございまして、ほりたというその中に立ちまして、私としては法案に列挙主義をやめまして、そしてむしろこの法律の運用にあたりましては、極度に圧縮したものでなければならぬという方針で運用するといふために、あえて列挙をしなかつたといふことを、ここに速記録を通じて明瞭にいたしておきます。まあ法案審議の過程におきまして、委員各位の御要望等も、この機会に明瞭に意思表示をいただきました。将来この法案の運用は、いま申し上げたような精神で運用するべきものなりということを確認いたしました。こう考えております。

○岡本委員 たとえば、交通の問題であるとか住宅の問題であるとか、これは国民各層間に全然異論のないところでは、そういう問題について特別措置法が適用されるということでありまして、私どもはそれについて何ら異議を申し述べたものではございません。しかしながら、国民の間で大きな異論がある、お互いに意見の食い違いがある、こういうふうなものを、公共の名において、一方的に特別措置法の対象にされるということは、これは大きな

だりにこれの範圍を広げて施行するといふことがいかに社会全体に影響があるかといふことは、私も十分承知いたしております。したがって、提案の当初におきましては、私は明瞭にこれを列記するといふつもりでございました。ところが、これを明瞭に列記するといふことになりましたと、各方面には非常に御要望が多い。これをどの程度でまとめるといふことになると、なかなかまとまりがつかなくございまして、ほりたというその中に立ちまして、私としては法案に列挙主義をやめまして、そしてむしろこの法律の運用にあたりましては、極度に圧縮したものでなければならぬという方針で運用するといふために、あえて列挙をしなかつたといふことを、ここに速記録を通じて明瞭にいたしておきます。まあ法案審議の過程におきまして、委員各位の御要望等も、この機会に明瞭に意思表示をいただきました。将来この法案の運用は、いま申し上げたような精神で運用するべきものなりということを確認いたしました。こう考えております。

第一類第十二号 建設委員会議録第三十一号 昭和三十一年五月二十二日

場に転用されてきておる。そういうことになりまうと、その企業本来の目的と大きくずれてしまふ。そういうことがいま平然と行なわれておる。最近起こつてまいりました事例は、京阪の、やはり近鉄の問題でございますが、桃山の近くに、飲み屋を始めたところが、ある。しかもそこは、もともと地主が売り渡すときには、次の道路と桃山の道路との間は、高架線の下は、道路にするといふことを条件に売り渡した。ところが、道路に指定されておりましたのは、ピアとピアの間のまん中だけなんです。ピアの両端に、ピアを含めて一間ばかりの間の部分が、私鉄の私有地のままに残されておる。その残されておるところを飲み屋街に貸した。そういうところでは、小さな飲食店は、ちよつとチュウをばいというふうなものであつて、これはあなたの言われる良俗、公の秩序を、ある場合はなだ阻害するやうな現象が出てまいります。たまたまそこには、とられた家の離れに、お茶やお花の先生がずつと以前から住んでおられます。いままでは、晩になると、そこに職業婦人がお花やお茶を習いに來ている。ところが、そこにはもう來れなくなつてしまふ。こういうふうなことで、非常に影響を与える。それから、そこから少し離れたところになりますと、今度、土建業者その他の材料置き場に、セメントを置いたり、いろいろな材料置き場に貸してあります。そうして、きたない、ゆがんだようなトタン板で囲つてあるといふやうなことになる。おおよそその辺の美観をそこねてしまふ。その辺が、いまでは全く裏町のそのまた裏町と申しますか、非常なスラム

的な傾向を帯びてきておる。だから、そういうふうなことを、これは私のほうの私有地でございすから、その使用処分の方法、管理の方法は自由でございす。こういうふうなことであつては困る。あなたが、嚴重な指導をしておられる、古くはいざ知らず、最近ではきちんとやつておられますといふ、その一、二年に、こういうことが始まつてまいつておる。それはどういふことでございすか。どういふ指導をいままでしておられたのか、どういふ通達を出しておられたのか、あるいはいままでそういうことが手抜きであつたとするならば、今後どういふうな指導方針をもつて、その地域の管理を公共の福祉に沿うようにやつていかれるのか、その辺を明確にしたい。だきませんと、土地収用法の強化によつて、私有地の制限は強化され、あの管理はでたらめである、こういうふうなことは、私もこの収用法を通すわけにはまいらない。だから、そういう点について、指導に当たり監督に当たつておられる政府当局から、明確な御答弁をこの機会にちょうだいして。今後そういうふうな事態が絶対に起こらぬといふやうな事態を、ひとつはつきりさしていただき、いと思つてございす。いかがなものでございすでしょうか。

○建設部国務大臣 施設の貸与をいたしましたについて、いま実例をあげられたやうなことがありするならば、まことに遺憾でございす。今後さうなことをないやうに、さらに嚴重に監督いたしたいと思ひます。そして、できることならば、その経営者に命じて、建物の撤去を命ずるやうに努力いたしたいと存じます。

大体におきまして、衛生上、公衆上の便の悪いものであるとか、良俗に反するやうなものとか、あるいは付近の環境を悪くするやうなものをなにするといふやうなことは、あなたのお説のとおり、土地を収用された者の身になつてみると、全くたまつたものじゃないと思ひます。国鉄につきましては、かなりこのごろはそういうことのないやうに努力しておりますが、私鉄につきましては、目の届かぬところもあると思ひます。もしあるならば、嚴重に注意をして、そしてそれに応じないものには、またほかの強制手段を講じて、そういうことのないやうに努力いたしたいと存じます。

○岡本委員 それでは、もう一つ、くどいようでございすが、古いものについてはいしませんが、しかしながら、最近嚴重な監督をしておると言われる最近になって、そういうことが始まつておるといふやうなことは、既得権があつても、なおかつそれを取り消すやうに、あなたの方で指示されましか。たとえば、近鉄の場合は、昔の奈良電鉄、これは非常に経営がよかつた。だから、奈良電が買収したので、大資本である近鉄が買収したので、またよかつた。奈良電の買収にかつた。よつた。よつた。奈良電の時分に、そういうことをやらなかつた。非常に資本力の強いしかりした近鉄になつたら、が然るやうなことを始めてくる。私は、あまりに大近鉄にしては、みみちいやり方である、いじましいやり方であると思ふ。しかも大資本が、大近鉄が、そのやうな利益の追求をやつて、付近の住民に迷惑を及ぼしておる。こういうふうなことになる。すると、これは許せない事柄である。私は思ひます。ひとり近鉄に例をあげて何かもしませんが、しかしながら、最近、近年そういうことを始めたものについては、嚴重な撤去の要求を運輸省はされますかどうか、この機会に、もう一度明確にしておいていただきたい。

○建設部国務大臣 私は、ただいまお答えしたやうに、尋常の手段でのかないで、しかもそれが非常な迷惑を及ぼすといふことならば、法律の許す範囲内におきまして、撤去もあえて辞さない覚悟でございす。

○岡本委員 法律の許す範囲内といふことになつてまいりますと、現在そういうことを命じる法律がないので。そこで、私はこの委員会、土地収用法の改正の中で修正をされ、それは公共の福祉に沿うやうに管理せぬといふかぬといふ事項を入れろ、こういうことなんです。ところが、いやそうしなくても、運輸大臣のほうで適当に管理さすから、ひとつ了解せよといふやうな話し合ひで、きようは大臣に來ていただいた。ところが、そのあなたが、法律の許す範囲内などと言われまが、その法律はないのです。しかしながら、法律はなくても、行政指導でできる、それはあたりまえなんです。収用権を持った者は、そのあとの管理については、公共の福祉に沿うやうにやるのは当然なんだ、だから、収用法を改正するまでもなく、それが当然の義務なんだ、こういう解釈を持っておられるか。そういう解釈に従つて、あなたが行政指導をすることができるといふお考えをお持ちであれば、これはそういうことは可能であると思ふ。

これはくどいようでございすが、この問題は、今後ともどんだん都心部を走るの、道路にいたしましては、高架にいたしまして、やはりほとんど高架になります。高架になつた場合のあの管理といふものは非常に重要な問題でございすから、とくとこの点を念を押すのでございすが、くどいようでございすが、もう一度御答弁をお願いいたしたい。

○建設部国務大臣 あなたの言うやうに、根本的には、私も賛成です。ですから、行政指導を強固にしまして、法律の改正があればけっこうでございすが、なくてもやらせまうから、どうぞ御安心ください。

○岡本委員 非常に明快な御答弁で、けっこうでございしました。

運輸大臣にお尋ねする事項は、それだけでございす。

もう一つ、手続上の問題、管理上の問題、さらに補償の問題が残つておると思ふのでございすが、漁業権の収用とともに、その補償の問題がいろいろ論議されております。私は、この補償の問題につきまして、現在この補償規定を見ましても、とにかく補償はお金で払ふ、金銭をもって行なうのだといふやうなことでございすが、金銭だけで解決できない問題がある。だから、そこで生活権の保障といふことが具体的に出てまいりまして、その生活権の保障をめぐつて、この土地収用の場合に、大きな争ひが出てまいるわけにございすが、この場合、現在の公共事業のあり方といふものが、いわば平面

ういうふうな狭い範囲の住民相手に生計を営んでおられるという人々について、現物補償をするのが当然なんです。そうして求めておられるところの補償というものは、とにかく五十メートル以内のところを店を開かしてください、店がやっけていけるようにしてください、五十メートル、半町ぐらいの間で店を開けるようにしていただいたから、ほかにも何の要求はございせん、こういう要求であつたにからず、金銭で片づけようとするから、なかなか解決がつかない。そうすると、周囲のほうを先にすっかり買収してしまつて、家までとつ払つてしまつて裸にしてから交渉する、そこで私のところに泣きついてきた、こういうことです。私はその近くの残地の所有者のところへ頼んで、無理言つて分けてもらつて、そこへおさめて円満に解決をさせましたけれども、しかし、私にできることがどうして建設省にできないのか。だから、そこまでのことをしないで、もつと最初の話を進めるときに、当然やらなければいかぬことになると思ふのです。だからこの補償基準を、もう少し現物補償というものを強化するような方針を打ち出せないものかどううか、その辺いかがでしょう。

○町田政府委員 御指摘のような事例は、たとえば水没するダム部落の住民、そういう者に対して、山林を提供して入植させた、あるいは農地を造成して貸し付けた、というふうな事例は若干あるわけでございます。それから、そういう代替用地を、国が道路事業をやります場合にあわせて取得するということにつきましては、それは直接事業の用に供する土地でございます

ので、現行の予算制度からは、相当な制約があるわけでございます。したがひまして、私もどうもいたしましては、そういう予算上の制約を離れて、代替地として提供するような土地も取得できるような別の組織というものを、昨年度も予算要求をいたしたわけでございますが、実現を見るに至りませんでしたので、来年度あらためてそういう組織を考えたい、そして先生のおっしゃるような御趣旨に沿うように持つていきたい、というふうに考えておるわけです。

○岡本委員 そういうような予算措置が得られなかつたということは、この補償基準の第六条は、「真にやむを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行なうよう努めるものとす。」という表現でございます。つとめなければならぬものとするというのと、これは同じかもしねませんが、ちよつと響きが違ふと思ひます。だからつとめなければならぬ、行なわなければならぬ、それからもう一つ強い、だからこらまでびしんと、「真にやむを得ないものであると認められる」ときはと、認めるところに裁量の余地があるのです。認められるというときは、あなたのほうで、これはどうも現行法の現物補償でやらなければならぬと、認めるというところに裁量の余地がある。現在裁量のゆとりのあるものについて、これは補償する必要がある、現物補償する必要がある、あなた方が認めた場合には、現物補償しなければならぬ、こういうふうなことを書いてらうのです。そうしたら、今後、補償基準はこうなつて

のだから、準備しておかなければいかぬから、少しゆとりのある予算をくれ、こういうことをあなたのほうで要求しなすいようになると思ふのです。これは法律じやございせん。だから私も修正するといふわけにもいかぬでしよう。しかし、これはわれわれのほうで修正の要求を議決すれば、あなたのはらは、委員会で議決すれば、修正をしなければならぬのですか、それなら委員会が議決するように骨を折ります、いかがでしょう。

○町田政府委員 これは閣議決定事項でございますので、当委員会が修正を議論をしていただくという筋合いのものでなからうと思ひますが、御意見は十分わかりますので、できるだけ事業費の範囲内で御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。さらに事業費云々には別組織をつくつて、そういうた直接事業の用に供する以外の土地、つまりかえ地として提供するような土地を自由にあらかじめ取得しておくことができるよう、別の、たとえば公園であるとかいうふうな組織を別につくつて、十分そういう御要求に対処していきたい、こう考えております。

○岡本委員 いまのこの第三条のような現物補償の点であります、ひとつ、いま採決をしていただかなくてもけっこうですが、しかし今度の採決のときに、あわせて改めるように、そういう現物補償する必要があると認めた場合には、事情の許す限り、これらの給付を行なわなければならぬ、というふうに改めてもらふように、委員会の決議をひとつつづけていただきたいと思います。

それから、この補償基準の一番最後の附則に、駐留軍用地には適用しないという規定がございします。ところが、それでは、自衛隊の用地に対する補償基準はどうなりますか。やはりこの軍用地についてもこの補償基準は適用されるのでしうか、適用されないのでしょうか。

○町田政府委員 駐留軍の用に供します場合は、大体、取用というケースよりも、一定期間を定めての使用という形態が多いように伺つております。したがひまして、それに対します損失補償も、この要綱には従わないで、別途、防衛施設庁のほうで、補償基準をおつくりになつてゐるはずでございます。

○岡本委員 自衛隊の場合です、防衛庁のほうで別な基準をつくつてゐるのですか。

○町田政府委員 いま申し上げましたのは、駐留軍の施設に対する場合でございます。自衛隊の施設については、損失補償は、この基準によつてやつてゐるわけでございます。

○岡本委員 そうすると、自衛隊の用地を駐留軍の用地に転換することがございしますね、自衛隊のいままで使つてゐるものを駐留軍に使わせる、こういうことになつた場合に、これはどうなりますか。そのときにあらためて、話が違ふから、じゃ追加したいをしてくれという要求があつたら、あなたのほうはどうされますか。駐留軍用地を、これはもう一つ悪くゆがんで解釈すれば、自衛隊用地であるといつて、この補償基準によつて取得をして、それで

もつて、二年自衛隊が使つてから駐留軍に転用するということになれば、

駐留軍用地が少し安く使用できる、こういうことになるのでございします、そういうふうな場合には、どういう措置がございしますか。

○町田政府委員 それはあくまで駐留軍の施設の用に供してゐるのか、あるいは自衛隊の施設の用に供してゐるのか、その辺の最初の契約——いづれにいたしましても、目的を明らかにして当事者と交渉をし、取用するなり使用するなりあるいは賃貸借でいくなり、契約がきまつておるはずでございします。それから、その契約目的が変更になれば、当然それに応じて、いづれの損失補償基準によつてやるかということがきまつてくるのだと思ひます。

○岡本委員 それはあとの管理上の問題になつてゐると思ひますが、自衛隊用地として取得したものは、最後まで自衛隊用地として使われるのがたまたまであると思ふ。ところが、しばしば転用される。転用される場合には、取得価格というものが出てまいります。駐留軍に使われるのなら、あんなに安く提供するのはやなかつた、こういうことも、やはりいま、国民感情とかあるいはいろいろな国内の意見の相違というふうなところから、そういう問題が出てまいると思ふ。だから、そういうふうな場合には、この補償基準のそれぞれの間におけるところの補償価格の開き、こういうものをどう取り扱われるか、こういうことを承りたいのであります。

○町田政府委員 駐留軍の施設の用に供します場合の損失補償の基準は、別に防衛施設庁でおつくりになつてゐるわけでございますが、その内容は、おおむね一般の公共事業の用に供します

損失補償基準と、内容的には変わりはないと、先ほど申し上げましたように、駐留軍に対する施設の供与というものは、一定期間内の使用という形で行なわれている。だから、最終的に所有権を取得するというふうな形で行なわれているのはむしろ少なく、使用権の設定というふうな形で行なわれている事例が多いために、特別に別の基準をつくっておるわけではございませんけれども、その内容は、そう違ひのあるものではございません。したがって、自衛隊の施設から駐留軍の施設に変わったというふうな場合がかりにございまして、損失補償の内容としましては、その實質に変わらなはずでございます。

○岡本委員 実質的に変わらないうて、これはそうじゃないでしょう。駐留軍の何に対してはこの補償基準は適用しないというところが書いてあるというところは、これは国民感情から見て、駐留軍の用に供する場合には、特に住民の感情その他を勘案して、満足の得られるように念入りに話し合いをする、こういうことなんですね。だから、この補償基準に従って自衛隊の場合だったら、この補償基準によることはできないということであると、そこに相当な開きがおのずから出て来ているわけですね。これはそう多くある例ではございせんが、そういう点がこの補償基準の中に矛盾がある。われわれとしては、やはりそういうふうに特にこの補償基準の中に、駐留軍については適用しないということが附則で規定されておるのに、その転用の場合について何も規定がないということ、転用さ

れてしまえばそれでしまいだということになっていって、せっかくのこの条項が、何かもう一つ画龍点睛を欠くといひますか、そういう感じがするので申し上げておるのでありますが、しかしこれはもう議論してみてもきりがなから、この辺で打ち切ることになります。

それでは、私はこの程度で、あと関連があるそうですから……
○山中(日)委員 いま補償の問題が出ましたので、関連して、一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

土地収用法の規定によりますと、起業者が事業認定の申請をする場合には、事業計画書というものを提出しなければならぬことになっておるわけですが、この起業者が土地を買収する場合、あるいは土地収用の場合における補償費というものは当然記載されておらなければならぬと思うのですが、その計画書の中に記載されておる補償費というものが、不当に低過ぎるというふうな場合があり得ると思ひます。特に起業者の立場からいへば、採算上とても高い補償費は出せないというところから、できるだけ低く補償費を見積もるという傾向があると思ひます。現にそれをやっておるらしいのであります。そういう場合に、認定権者である建設大臣とか都道府県知事は、その補償の見積もりが非常に過小であるという理由に、その認定を拒否するということが出来るものかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○町田政府委員 事業認定申請書では、必ずしもその損失補償まで書くことを要求しておりませんので、実際出

てまいります事業認定申請書では、起業者の見積もつておる損失補償金額が安過ぎるか高いかという判断はなかなかできないわけではございます。裁決申請をいたします場合に、初めて起業者の損失補償の見積もり額というものが出て来られるわけではございまして、事業認定申請書の段階では、事業認定権者としては承知する機会がないわけではございます。

○山中(日)委員 そうしますと、事業認定権者は、その事業計画書に補償の問題が全然なくても、それはあとの裁決の場合にやればよいのだということをやっていくということになるのですか。私はそうではないのではないかとおもうのです。少なくとも事業認定をする場合には、とにかく他人の土地を収用する場合を予想しておるわけですから、また起業者もそれを見越して、いろいろ予算上の問題も考えておるわけでありまして、そういうことを明確にさせて、そしてそれに対する一応の調査をして、この程度ならば認定してもいいだろうというところになって、初めて認定をしていく。それですから、今度は収用されるほうからいへば、これはちょっと低過ぎるから高くしてくれということ、紛争が起ると思ひます。私は、認定の際に、そういう点についてもつと調査をするというところがなければならぬのではないかと、いふに考へるのですが、その点については、どういふふうにお考えになつておられますか。

○町田政府委員 事業認定のために、あくまで法律所定の事業に該当するかどうかがということ、それから起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有するかどうか、あるいは土地の適正かつ合理的な利用に供するものであるかどうかというふうなことを判断いたすわけではございまして、事業の遂行の能力が十分あるかどうかをめぐって疑わしいといったような場合に、一体どのくらい損失補償を出すつもりなのかというところはあるいは聞くことはあるかもしれませんが、一応法律上では、事業認定申請にあつては、起業者の名称なり、事業の種類なり、起業地なり、あるいは事業の認定を申請する理由であるとかというふうなものを書面にいたしまして、事業計画書を添付して出す、こういうことが要件になつておるもので、その段階では、直ちにその損失補償額まで見積もつて出せというところは要求しておらない。それはあくまで裁決申請の段階で提示をさせる、こういうことになつておるのではございませう。

○山中(日)委員 建設省令に基づいて、申請書の様式がいろいろ規定されておると思ひますが、その申請書の様式規定の中に、そういうことは明らかにすべきじゃないかと思ひます。そういうことは政府としてできないことではないと思ひますが、そういうことをやるお考えはないですか。

○町田政府委員 省令でできる範囲のこととございまして、十分検討いたしたいと思ひます。

○橋崎委員 関連して、最後に一点だけ確認をいたしておきたいのですが、先ほどの私の質問の中で、局長もお聞きのとおり、裁決申請人である建設大臣が最終的に代行裁決権者となるということは、絶対におかしいと私は主張し

たわけですが、建設大臣は、いや、やはり収用委員会という議論をされてきまらなかつたにしても、その議論の内容を見て、その議論の内容を加味して代行裁決するといふうまみがあるというものは、お聞きのとおりです。そこで、私はそれに対して、それは法理に合わないんだ、もしその事業認定、そして裁決申請の内容と違つて結論を建設大臣が裁決する際には、もう一ぺん事業認定をし直して、裁決申請をすべきだと主張しました。お聞きのとおりです。建設省としては、事業認定、裁決申請の内容と違つて代行裁決を建設大臣がしていいんですか。建設大臣はそういうお答えだつたのですが、これは、最後に私は確認をしておきたい。いいですか。代行裁決というところをここにきめた一つの理由は、そういううまみがあるからというところを明らかにしておきたいのです。それは、おそらく局長、できないでしょう。

○町田政府委員 起業者としての立場の建設大臣と、それから、そういう土地問題、用地問題を所管しておる建設大臣と、こういう二つの立場があるわけではございませう。それで、建設大臣がたまたま施行いたします事業につきましては、事業を施行する立場の建設大臣として事業認定の申請をする、しかし収用委員会という議論があつたその議論の経過にかんがみて、土地問題、用地問題を管轄しておる建設大臣としては、代行裁決する場合に、その申請にかかわらず、違つた裁決をする。考え直してみても、このとおりの土地が必要だといふ申請があつたけれども、いや考えてみると、これだけで十

分だというふうな判断をするという機会がある、そういうことのほうがむしろゆとりがあつていいんじゃないか、こういう意味で、大臣はお答えなさつたものと了解しておるわけです。

○**橋崎委員** それは絶対に細かいです。四十七条による収用委員会の却下の裁決の要件は何ですか。収用委員会ですら、却下の裁決の要件としておるのは、事業認定の内容の事業計画と、実際裁決申請をした場合の事業計画が違つた場合には、却下の裁決要件になつておるじゃないですか。四十七条の第二項で、そんなことできないです。もし建設大臣が代行裁決する場合に、裁決申請をした内容と違う内容をかつてにするということはない、できまうか。そんなオールマイティなことではない。絶対ない。

○**町田政府委員** 収容委員会が却下の裁決ができますのは、事業認定の申請のあつた計画と、それから裁決申請で出てきた計画とが著しく異なるとき、全く違つた形のものになつてゐるといふふうな極端な場合でございまして、事業認定申請をいたしました建設大臣の事業計画が、そのまま裁決申請に出てまいりました場合に、これは却下の理由にも何にもならないわけでございますから、代行裁決ができるわけでありまうが、その代行裁決をいたします場合に、収用いたすべき土地の区域だとか範囲とかいふものは、裁決事項になつておるわけでありまう。その裁決に際して、必ずしも計画申請どおりの裁決をしない場合があり得る、こういうことでございまして。

○**橋崎委員** それはたいへんなことです。私は、建設大臣は政治家ですか

昭和三十九年五月二十九日印刷

昭和三十九年五月三十日発行

ら、法の細部については御承知ないから、あのとき言ひませんでしたけれども、あなたは事務当局者ですから。そういう私益を侵害するに非常な配慮を払つておるこの土地収用法なんです。それに、収用委員会で裁決申請したその内容と異なる代行裁決をするな、ということもあり得ない。四十七条の精神からいつても、あり得ないです。そんなことは許されるものですか。それは絶対に違います。そんなオールマイティなことがあり得まうか。それはあなたはおよそ程度の差だらうとおつしやるでしょう。四十七条は「著しく異なる」ということを書いてあります。程度の問題もあるかもしれないが、しかし少なくとも代行裁決、異なつた裁決をし得るなんというものは絶対にあり得ない。そんな権限を与えるなんというものは絶対にあり得ない。あなた、もうこの法律は要らぬようになりまう。見てごらんない。もう建設大臣がよいと思へば、そのとおり裁決になるんだから。そういうオールマイティを建設大臣に与えることになりまう。それは、私も絶対に法解釈としては納得できません。事務当局がそういうお考えであるなら、私はたいへんだと思ふんです。建設大臣はまあまあとしましてね。

○**町田政府委員** 現在でも事業認定裁決申請がございまして、収用委員会が裁決いたします場合に、「収用する土地の区域」あるいは「使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間」というようなことで、収用する土地の区域を収用委員会が裁決することになつておるわけでございます。それはあくまで

「起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならぬ」。こういうことになつておるわけなんです。したがって、起業者が申請した以上に、収用すべき土地を裁決することはございせんけれども、そんなに必要でない、こう判断すれば、その範囲内で裁決ができる、こういうたてまえになつておるわけです。この規定が、建設大臣の代行裁決の場合にも働いてございまして、事業認定権者あるいは収用裁決申請者としての、つまり事業を施行する立場での建設大臣としては、これだけの土地が事業のために必要だから収用の裁決をしてくれ、こういう申請をしたといつたとしても、収用委員会という議論があつたという経過にかんがみまして、裁決をする立場の建設大臣、これは土地問題、用地問題、土地行政を管轄する建設大臣の立場で代行裁決をいたすわけでございますが、その場合に、いま申し上げたように、事業のために起業者があくまで申し立てた範囲内で必要な限度で裁決をする、こういうことになつておりますので、その申請どおりのような土地は必ずしも必要でないという裁決が下し得る余地がある、そのほうがむしろゆとりがあるんじゃないか、こういう大臣の趣旨と了解しております。

○**橋崎委員** 大臣の趣旨は、私はもう百も承知しております、聞いておりますから。ただ事務当局の配慮として、あるいは大臣を補佐すべきあなた方が、その法解釈にあたつてそういう解釈では、私は、いよいよもつてこの代行裁決という条項は、法理に合わないたいへんな問題だと思ふんです。もしそ

れなら、もしその必要があるなら、あくまでも、もう一ぺん建設大臣は裁決申請の内容を変えて、もう一ぺん収用委員会にかける、こういう手続が、あくまでも民主的であるし、法理にかつたやり方であるし、収用法の精神にのつたやり方である。代行裁決する際に、裁決申請の内容と違つたような裁決をするということは、私どもは絶対承服できません。これは議論になりますから……。

午後一時散会

○**加藤(高)委員長代理** 次会は、来たる二十七日水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局